

宮古上布製作（緋くくり・染色）委託業務 特記仕様書

第1章 総則

（適用範囲）

第1条 本特記仕様書は、宮古島市教育委員会（以下「甲」という。）が実施する「宮古上布製作（緋くくり・染色）委託業務」（以下「本業務」という。）に適用するものとする。

（目的）

第2条 宮古上布は、人頭税制時には、女性の租税の対象とされ、過酷な労働形態のもとで製作されてきた。税制撤廃後は、宮古島の一大産業分野として発展し、多くの宮古上布が生産されるようになった。これらの歴史の背景を踏まえ、本業務の特定テーマを「宮古上布の可能性を拓く」とする。古くから伝えられてきた国指定重要無形文化財「宮古上布」の指定要件の技術を受け継ぎ、ベースとしながら、現代の技術者による感性に基づいた、これからの宮古上布の可能性を拓き、市内外へ宮古上布の魅力を発信することを目的とする。

（業務期間）

第3条 本業務の履行期間は、契約締結日の翌日から令和8年2月27日（金）までとする。

（疑義）

第4条 業務を適正かつ円滑に実施するため、甲と本業務の受注者（以下「乙」という。）は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとする。

第2章 業務内容

（業務対象）

第5条 本業務で対象とする作業は、次のとおりとする。

- （1）図案作成
- （2）手ゆい・手括り
- （3）染色

（業務概要）

第6条 本業務は、以下に掲げる国指定重要無形文化財「宮古上布」の指定要件をみたすものとする。

- （1）緋模様をつける場合は、伝統的な手ゆいによる技法又は手括りによること。
- （2）染色は、純正植物染であること

2 本業務に使用する苧麻糸は、甲が準備した苧麻糸を使用するものとする。

（打ち合わせ協議）

第7条 打ち合わせ協議は、業務計画提出時、業務実施中間時（3回以上）、成果品提出時の計5回以上行うものとする。

第3章 成果品

（成果品の提出）

第8条 本業務の成果品は、下記のとおりとする。

手ゆい・手括り、染色を行った苧麻糸

（成果品の納入）

第9条 前条の成果品は、宮古島市教育委員会生涯学習振興課に納入するものとする。